

「(仮称) 多摩市パートナーシップ制度 (素案)」に関するパブリックコメントを受けて

多摩市長 阿部 裕行

(仮称) 多摩市パートナーシップ制度 (素案) に対し、パブリックコメントとして25人の方から計35件のご意見をいただきました。大変ありがとうございました。パブリックコメントに対する市の考え方をお示しするに際し、改めて本制度の趣旨等についてお伝えいたします。

本市は、平成26年1月に市民参画のもとで制定した「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」において、他市に先駆けて「性的指向※1」、「性自認※2」の用語を定義し、これらに係る差別を禁止する条文を盛り込むなど、すべての人が住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会の実現に向けて施策を推進しています。

とりわけ、性的指向・性自認に関する取組みやパートナーシップ制度に関しては、平成29年度に学識経験者や弁護士、公募市民で構成する「多摩市男女平等参画推進審議会」からの制度導入の提言や、平成28年度と令和元年度の「女と男がともに生きる行動計画」の推進状況外部評価を受け、本市として啓発や周知に取り組みながら、検討を進めてまいりました。

性の多様性に関する誤解や差別を原因として、当事者の方々は「パートナーの死亡時に身元確認をさせてもらえない」、「入院時に付き添いや看護をさせてもらえない」、「同居できる家が見つからない」など様々な困難に直面しています。本市は、このような困難や生きづらさを重要な人権課題であると捉え、その解消に向けてさらに取り組んでいかなければならないと考えています。

そのための施策の一つが本制度ですが、今回のパブリックコメントでは、個別の条文へのご意見のほか、制度に対する賛否を示すご意見を多数いただきました。それぞれのご意見等に対する市の考え方は別途、お示ししておりますが、特に、制度の導入に関して反対や慎重な姿勢を示すご意見については、今後の制度運用に際しての留意点でもあると捉えています。この制度の導入をきっかけとして、性の多様性に関する理解がさらに広がり、制度に関する不安の解消や人権課題の解決につながるよう今後も啓発と周知に努めてまいります。

※1 性的指向・・・人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向

※2 性自認・・・自分がどの性別であるかの認識